

JEITAソフトウェア開発モデル契約の 普及啓発に向けた取組み

2010年7月13日

ソリューションサービス事業委員会
ソフト開発モデル契約WG 主査
株式会社日立製作所 岩切美和

2009年度活動報告

1. 経済産業省「情報システム・ソフトウェア取引高度化 コンソーシアム」活動への参画

① 活動の目的

- ・ 情報システム・ソフトウェアの信頼性向上、取引の高度化、
経済産業省モデル契約書の普及啓発

② 活動の成果

- ・ 「情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集」：10年3月公表
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/trouble%20cases.pdf
- ・ 経済産業省モデル契約書セミナーの実施：3回（約700名）
トラブル事例からみる情報システム取引契約実務のポイント等
についてコンソーシアム委員から説明

2009年度活動報告

2. JEITA「ソフトウェア開発基本契約書」セミナーの実施

セミナー資料、Q&A、モデル契約対比表：下記より公開

(URL : <http://home.jeita.or.jp/is/committee/solution/index.html>)

- ・ 目的：JEITA「ソフトウェア開発基本契約書」（2008年公表）の普及啓発
- ・ 参加者：JEITA会員／非会員の法務、営業、SEの方（約200名）
- ・ 実施回数：2回
- ・ テーマ：モデル契約の狙いと実務での具体的活用
 - （第1部）トラブル回避のポイント
 - （第2部）モデル契約の実務での具体的活用
 - （第3部）モデル契約における主な条文のご説明

2009年度活動報告

2. JEITA「ソフトウェア開発基本契約書」セミナーの実施

・ 主なご意見

	項目	件数	主なご意見
1	モデル契約書の普及・啓発活動		
	セミナーの継続的実施	10	実務に役立つもの（判例、事例）（6） ユーザへの周知（1）、ユーザ・ベンダ別（1）他
	その他活動全般	6	ユーザ、ベンダ双方にとって対等な契約関係の構築に向けた普及啓発活動（1）他
2	モデル契約書の作成		
	ソフトウェア開発委託契約	11	ユーザ側に立ったもの（4）、スクラッチ開発以外（アジャイル）（4）他、保守・運用サービス契約（2）
	その他	9	クラウドサービスに対応するモデル契約（4）、民法改正対応版モデル契約（1）他
3	その他	7	モデル契約書の活用状況の調査（1）、交渉事例調査（1）

2010年度活動計画

<方針>

経産省関連委員会への参加等、業界横断的活動の強化及び同活動内容のJEITA会員へのフィードバックを通じ、ソフトウェア開発取引の適正化および情報システムの信頼性向上の観点を踏まえて作成したJEITA『ソフト開発モデル契約』の一層の普及啓発を図る。

<計画(予定)>

1. JEITAモデル契約の普及啓発セミナーの実施

- ・時期:下期
- ・主たる対象者:プロマネの方(法務、営業の方の参加も可能)
- ・テーマ:トラブルの未然防止に資する、契約締結上の留意点の具体的解説(経産省トラブル事例集の活用を予定)

2. その他

- ・他団体との情報交換会
- ・民法(債権法)改正の影響の検討(法務・知的財産権運営委員会と連携)

(紹介)

経済産業省委託事業

「情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集」

情報システム・ソフトウェア取引高度化コンソーシアム編

※説明は、トラブル事例集及びコンソーシアム説明会資料を基本的に流用して行います。

作成の目的

モデル契約書発表以降の状況

ユーザ

- モデル契約の認知不足
- 情報システム取引契約の注意点、知識が不足
- 具体的な方法論の欠如

ベンダ

- 従前の商習慣、取引慣行が依然として継続している
- トラブルの原因たる契約の見直しが進んでいない

判例等からモデル契約の活用によって未然に防げた事例を解説するとともに、具体的な契約テクニックを公表

(素材)

- 日本弁護士連合会コンピュータ委員会「ソフトウェア開発関連判例」(平成19年度)で選定した判例
- 日経BP社が日経コンピュータで連載した「動かないコンピュータ」の実例等 80件

構成

序文

1章 トラブル事例集作成の目的

2章 モデル契約書解説(第一版、追補版)

3章 トラブルの原因総論

4章 情報トラブル事例(各論)・・・23件の事例を収載

5章 用語集

6章 資料

執筆者

3章 トラブルの原因と分類基準(総論)

項番	改善の余地のある事項	例
1	契約成立以前の作業開始	契約成立以前の作業開始、契約成立をめぐるトラブル
2	作業に不適合な契約形態	一括請負契約、要件定義の請負契約、異なるベンダへの工程別発注に際しての調整、契約類型（請負か委任か）の不明確さ
3	契約内容の不備	
3-1	業務範囲	提案書・見積書の効果についての誤解、議事録その他のドキュメントの効果についての誤解、業務範囲の誤解（瑕疵又は債務不履行の主張がなされたがそもそも具備すべき仕様でないとされた場合）
3-2	完成基準・検査	ベンダーへの丸投げ、仕様が決まらない（仕様確定についてのベンダとユーザの意識の乖離）、検査実施方法の規定の欠如、実態を伴わない検収書の発行
3-3	役割分担・プロジェクト推進体制	ユーザの協力義務についての認識欠如、ユーザ側の業務推進体制の不備、ベンダの下請けへの丸投げ、マルチベンダ体制（ベンダ間の調整）、責任の所在の欠如、パッケージ選定責任に関する取決めの欠如
3-4	知的財産権	知的財産権への理解不足
3-5	第三者が権利を有するソフトウェア	処理条項の欠如、責任が曖昧、不具合修正ができない
3-6	変更管理	変更管理手続（作業範囲の変更に際しての納期・見直しルール）の欠如、連絡協議会の決定事項の効果が曖昧、ユーザの計上基準や規則が曖昧、技術的難易度の共通理解の不足
4	債務不履行・瑕疵担保責任	善良なる管理者の注意義務違反
5	リース契約	
6	自治体関連契約	

4章 情報トラブル事例

(左側ページ)

(右側ページ)

■ 事案の概要

- ・当事者の主張（絵）
- ・事案の概要
 - (i) トラブルの当事者
 - (ii) 請求内容と金額
(明示できる場合)
 - (iii) トラブルに至る経緯
 - (iv) 争点
(選定方針に該当する争点)
 - (v) 当事者それぞれの主張
 - (vi) 判決の確定内容/紛争の状況

■ 反省点

トラブルを生じさせないようにするために、当事者はどのような対応をすべきであったと考えられるかを分析・整理

■ モデル契約書活用のポイント

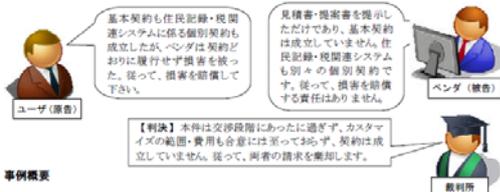
トラブルを未然に回避するためにモデル契約書をどのように活用することができるか、モデル契約の具体的な活用の考え方と条文の概要を説明

事例紹介のページ

A. 契約前の作業 K. 自治体関連

2. 契約成立以前に作業を開始したためトラブルになった事例

(参考:名古屋地方裁判所 平成16年1月28日判決(平成11年(ワ)第3685号、平成12年(ワ)第335号))



事例概要

原告	地方自治体 (ユーザ)
被告	ソフトウェア開発会社 (ベンダ)
請求内容	(本訴) 損害賠償請求 (約2億4000万円) (内訳: 住宅記録システムに係るリース料及び保守料、その他データ移行作業料等) (反訴) 請負代金請求 (1億円)
経緯	ユーザは総合行政情報システムの導入を検討し、ベンダを含む5社に提案書及び見積書を提出させ、ベンダを指名業者とすることを決定した。総合OAシステム等の導入に成功したが、税関連システムのカスタマイズ費用が当初の予算を大きく超えることが判明し、同システムの導入を断念した。ユーザは、各システム (総合OAシステム、住民記録・税関連システム等) は有機的体の一つのシステムであり、これら全てを期限内に導入するという本件基本契約が成立していたのに、ベンダの債務不履行によりかかるシステムの導入が実現できなかったとして、ベンダに対し損害賠償を請求した。
争点	基本契約及び税関連システムに係る個別契約は成立したか。
ユーザの主張	①提案書及び見積書の提示は契約の申込、採用通知は申込の承諾に該当し、よって本件総合システムに関する本件基本契約は成立している。 ②特に住民記録システムと税関連システムは情報の共通利用及び一括処理が可能な一体性の強いシステムであり、両者全体を完成させることが一つの請負契約となった。 ③ベンダはパッケージの標準機能で十分利用可能と約束していた。
ベンダの主張	そもそもユーザ主要の本件基本契約などは存在しない。税関連システムについては住民記録システムとは別個契約は成立している。
判決	ユーザの請求棄却。ベンダの請求も本件争点については棄却。両者は未だ交渉段階で総合行政情報システムの導入に係る偶然とした合意があったに過ぎず、ユーザ主要の本件基本契約及び税関連システムに係る個別契約は成立していなかったと認定された。

16

反省点

- ✓ **契約書に基づきカスタマイズに関する取り決めを明確にすべきである**
裁判では、ユーザにおいて採用通知書提出するまでに当該パッケージソフトについてカスタマイズの要否、必要であればその範囲及び費用などの検討を具体的にした形跡がなく、このようにカスタマイズ費用などの重要な点につき具体的な内容が確定していない段階では、ユーザ主要の本件基本契約は成立したとは認められないと判断された。また、同様にカスタマイズ費用等の具体的な内容が定まっていなくて税関連システムに係る個別契約の成立も認められず、ベンダからの当該システムのカスタマイズ費用に請求も認められなかった。
本件は正式契約書が締結されていない段階で、ベンダがユーザの稼働予定時期に配慮して作業に着手することのリスクを示している。
- ✓ **地方自治体に関する特殊事情に十分留意する必要がある**
地方自治体の特殊事情として、例えば本件で問題となった税関連システムなどは地方自治体ごとに独自の税計算式や帳票などが存在し、しかも従来の方式に地方自治体が拘るとカスタマイズが継続する可能性が高い。他方で、地方自治体にはシステム構築に関する経験が豊富な職員が必ずしも多いわけではなく、ベンダを選定して詳細を詰めることも十分予想され、予算の柔軟性に乏しい点も鑑みると、ユーザが地方自治体である場合はモデル契約書に従って作業段階ごとに両者の役割・責任を明確化して進めることが望ましい。
- ✓ **ベンダの提案に対し、ユーザは十分に検証すべきである**
本件は当初の予想を超えるカスタマイズが必要となったが、カスタマイズ費用を最小限に抑えたかったユーザがベンダの提案を呑み込みしてしまった点にも原因がある。コンペであった以上、ベンダが提案するカスタマイズで本当に足りるのかについてユーザとして検証すべきであった。

モデル契約書活用のポイント

モデル契約書<追補版>では、システム基本契約及び作業段階ごとの個別契約を締結することを勧めている。本件のような事例では、ユーザが地方自治体であったとしてもモデル契約書<追補版>システム基本契約書を締結するとともに、パッケージソフトウェア・カスタマイズモデルである「A 要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約」及び「B パッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約」の各個別契約を締結し、作業内容の全体像を共有するとともに両者の役割・責任を明確化すべきである。なお、事例の「本件基本契約」とモデル契約書における「システム基本契約」とは全く関係がなく、内容も異なる。

17

15. プロジェクトマネジメント義務違反、協力義務違反があった事例(※)

システムの納入が遅れたのは、ベンダの能力不足や、プロジェクトの進め方が悪かったせいです。

システムの納入が遅れたのは、ユーザの意思決定が遅く、ユーザの協力が得られなかったためです。

ベンダ (被告)

ユーザ (原告)

裁判所

【判決】
ベンダにはプロジェクトマネジメント義務違反、ユーザには協力義務違反があり、どちらのせいとも言い切れません。

(※)参考:東京地裁 平成16年3月10日判決(地裁平成12年(ワ)第20378号、平成13年1739号)

概要

原告 国民健康保険組合（ユーザ）
 被告 システム開発会社（ベンダ）
 請求内容 既払い委託料返還請求（2億5200万円）

経緯 ユーザとベンダは電算システムの開発委託契約を締結したが、同システムは納入期限までに完成せず、ユーザはベンダに対し、債務不履行解除をし、支払済の委託料の返還を求めた。

概要

争点

- ・ベンダの債務の内容はどのようなものであったか。ベンダは債務を履行したといえるか。
- ・ユーザは、ベンダによる開発に協力すべき契約上の義務を負うか。
- ・システムの開発作業が遅れ完成に至らなかった原因は何か。

ユーザの主張

- ・ベンダはプロジェクトマネジメント義務を負っている。
- ・ユーザが協力義務を負うのは例外的な場合のみである。
- ・完成が遅れたのは、ベンダの知識・技術不足、プロジェクトマネジメント能力不足が原因。

ベンダの主張

- ・オーダーメイドのシステム開発には、ユーザの主体的関与が不可欠であり、また契約書にも協力義務が定められている。
- ・ユーザの協力義務違反が遅延の原因である。

判決

- ベンダは、契約書・提案書で提示した開発手順・手法で開発を進め、進捗状況を管理し、開発を阻害する要因を発見し、これに適切に対処すべき義務を負い、さらに、ユーザによって作業を阻害される行為がないよう働きかける義務を負う（プロジェクトマネジメント義務）。
- 具体的にはユーザがシステム機能の追加や変更の要求等をした場合で、当該要求が委託料や納入期限等に影響を及ぼすものであつた場合に、ユーザに対し適時その旨説明して、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求めるなどの義務である。
- 他方、オーダーメイドのシステム開発はベンダのみでは完成できず、ユーザは、開発過程において、どのような機能を要望するのかを明確に伝え、ベンダとともに検討し、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの協力義務がある。
ベンダから求められた際に、ユーザが適時適切な意思決定をしてない点が協力義務違反であるとされた。

判決

- 債務不履行解除は認められなかったが、民法641条（請負契約の仕事が完成するまでは、ベンダの損害を賠償してユーザがいつでも契約を解除できる旨の規定）による解除が認められ、ベンダの過失を差し引き1億1340万円につき認容された。

モデル契約書活用のポイント

多段階契約の締結

- ・本件では、工程単位で納期を決めておきながら、委託料は一括して定めており、結果的には基本設計が未確定のまま、次の工程を進めている。そこでユーザが機能について追加の要望をしたことにより、開発に混乱をきたし、しかも、ベンダが追加要望に対する追加委託料の申入れを行った時点は納入期限を過ぎており、かつ、その内容が倍額を超える費用負担か処理数を半分以下に削減するかを選択を迫るという唐突なものであったとされていることから、プロジェクトの過程で見直しの機会を設けることによって最悪の事態を回避できた可能性のある事案であると評価できる。例えば、工程別に委託料を見直す多段階契約を締結しておけば、問題が生じることを防止できた可能性が高い。

変更管理手続／未確定事項の取扱いの規定

- ・変更管理手続が具体的に明確にされており、あわせて未確定事項の確定に関する取り決めがなされていれば、基本設計に不完全な点があっても、懸案事項を検討しながら開発をすすめるにあたって、モデル契約（第1版）の想定するプロジェクトマネージメントが機能した可能性があった。

おわりに

1. JEITAモデル契約の普及啓発セミナーについて

- ・時期：下期
- ・主たる対象者：プロマネの方（法務、営業の方の参加も可能）
- ・テーマ：トラブルの未然防止に資する、契約締結上の留意点の具体的解説（経産省トラブル事例集の活用を予定）

⇒単なる個別のトラブル事例の解説にとどまらない、
 実務での具体的活用に資する留意点の情報共有を
 めざして準備を進める予定です。ご期待ください。

2. 当WGでは、随時メンバーを募集しています。

本年度活動内容にご興味のある方は、
 JEITA事務局までお問い合わせください。

ご参考：JEITAモデル契約解説書

●JEITAモデル契約を逐条解説 ソフトウェア開発モデル契約の解説

JEITAモデル契約を逐条解説し、
2007年経産省モデルを実運用する際の留意点等を明らかにする！

(社)電子情報技術産業協会ソリューションサービス事業委員会 著
A5判／386頁／3,990円(税込)
ISBN978-4-7857-1587-8 08.10刊

